

鮭川村プレミアム付 商品券事業について



●プレミアム付商品券を購入できる者

以下の対象者のうち購入引換券を交付された者とする。

非課税者

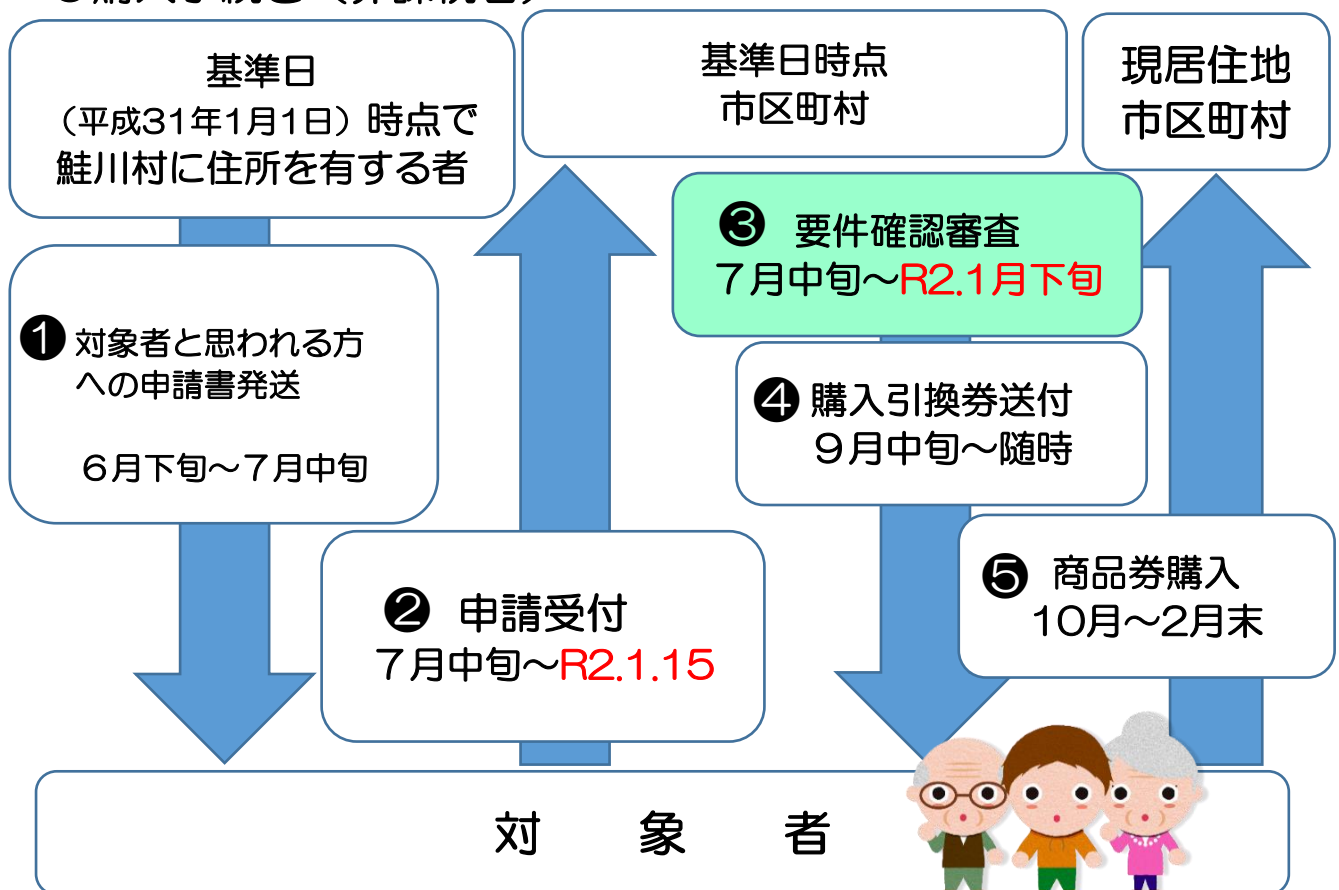
平成31年1月1日時点の住民のうち、令和元年度の住民税が非課税である者で購入引換券交付申請を行った者。（住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護受給者等を除く）

3歳未満子育て世帯の世帯主

令和元年6月1日時点の住民のうち、平成28年4月2日以降令和元年9月30日までに生まれた子が属する世帯の世帯主。
（6月1日以降に生まれた子の住民基本台帳基準日：令和元年7月31日、令和元年9月30日）

商品券の販売は、役場健康福祉課となります。

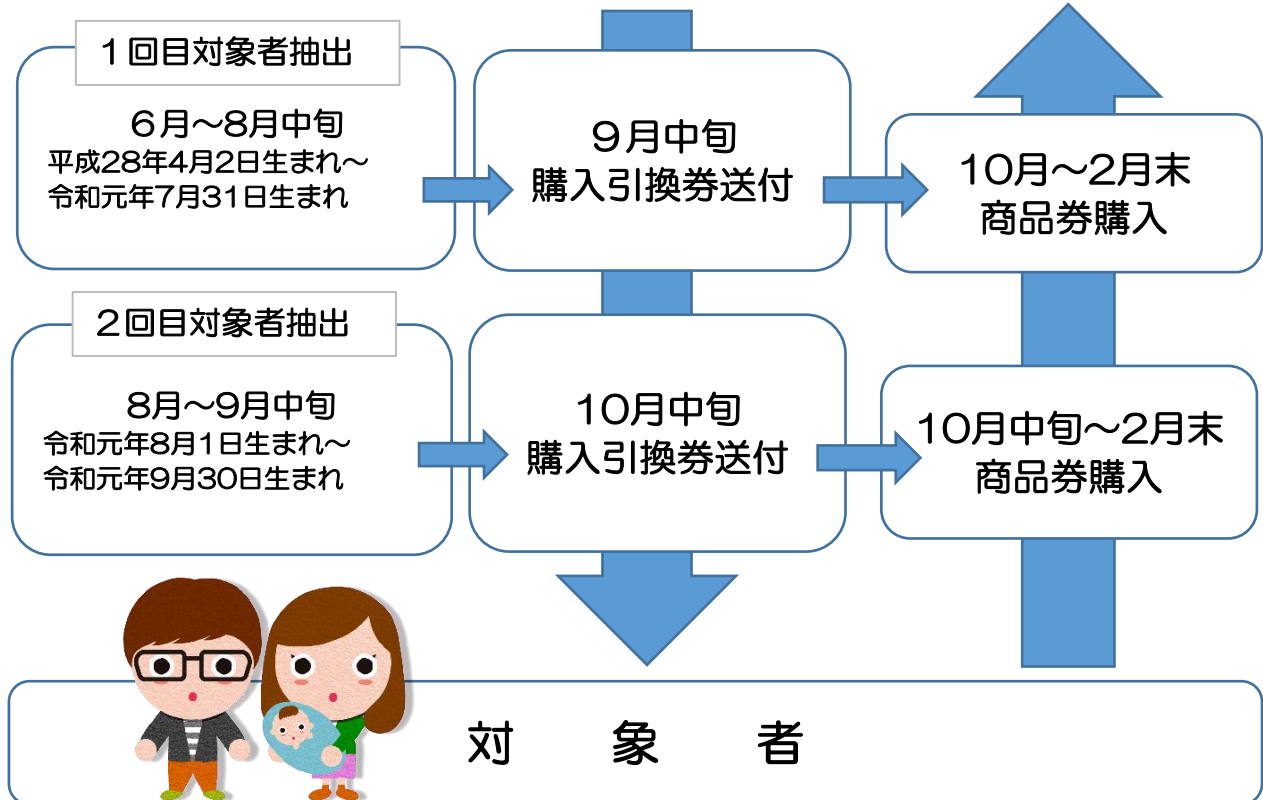
●購入手続き（非課税者）



●購入手続き（3歳未満児子育て世帯の世帯主）

基準日（令和元年6月1日、7月31日、9月30日）時点で鮭川村に住所を有する3歳未満児子育て世帯の世帯主

現居住地市区町村



●プレミアム付商品券について

- 購入単位 1冊：4,000円（商品券使用可能額 5,000円）
1人：5冊（5回）まで購入可（1度の購入で複数冊購入可）
- 購入限度額は、1人あたり25,000円（プレミアム分5,000円を含む）です。
- 商品券の使用期間は、令和元年10月1日から令和2年3月31日までです。
使用期間を過ぎた場合は無効となります。
- 商品券で購入できないもの
 - ・換金性の高いもの（商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードなど）
 - ・土地及び家屋の購入代金・たばこ
 - ・風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの
 - ・国税、地方税や使用料などの公租公課
 - ・特定事業者（取扱店）が利用を不可とした商品
- 額面以内の使用により余剰金が発生してもつり銭は支払われません。
- 特定事業者（取扱店）の情報は、購入引換券発行以降に登録される特定事業者（取扱店）については、随時お知らせいたしませんので、村HP又は特定事業者（取扱店）ポスター掲示を確認ください。
- 商品券の火災・盗難・滅失に対して鮭川村は責任を負いません。
- 商品券は、交換・譲渡及び売買はできません。
- 購入引換券及び商品券の再発行はできません。



注意

●購入引換券交付申請をしない場合

購入対象者から**令和2年1月15日の申請期限**までに引換券交付申請が行われなかった場合、購入対象者がプレミアム付商品券の購入を辞退したものとみなします。

また、交付決定を行った後、申請書の不備等があり、村が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、購入対象者の責に帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなします。

●購入引換券・商品券の返還

購入引換券の交付後であって令和2年3月31日までに当該交付された者が購入対象者の要件に該当しない者（以下「返還対象者」という。）であることを把握した時は、把握した時期に応じて、以下のとおり対応する。

- （１）返還対象者が商品券を購入する前にあっては、返還対象者に購入引換券の返還を求める。
- （２）返還対象者が商品券を購入した後、かつ、商品券を使用する前にあっては、返還対象者に商品券の返還を求め、商品券の返還が行われた後、返還された商品券の購入代金を返還するとともに、返還対象者が引き続き購入引換券を所持している場合には、（１）と同様とする。
- （３）返還対象者が商品券を使用した後については、返還対象者に商品券を使用した額のうち、国の補助対象に相当する金額の返還を求めるとともに、返還対象者が引き続き商品券や購入引換券を所持している場合には、（２）と同様とする。

●基準日以降に転入された場合

平成31年1月1日基準日以降に転入された非課税者の方は、基準日時点の市区町村から申請書が送付されますので、基準日時点の市区町村へ申請する必要があります。審査後、購入引換券が送付されますので、当該の購入引換券を持参し、鮭川村の購入引換券と交換手続き後、鮭川村が発行する商品券を購入することができます。

また、令和元年6月1日、7月31日、9月30日それぞれの基準日以降に転入された3歳未満児の子育て世帯については、基準日時点の市区町村より購入引換券が送付されますので、当該購入引換券を持参し、鮭川村の購入引換券と交換手続き後、鮭川村が発行する商品券を購入することができます。

●基準日以降に転出された場合

平成31年1月1日基準日以降に転出された非課税者の方は、鮭川村から申請書が送付されますので、鮭川村へ申請する必要があります。審査後、鮭川村から購入引換券が送付されますので、当該の購入引換券を持参し、現居住地市区町村の購入引換券と交換手続き後、現居住地市区町村が発行する商品券を購入することができます。

また、令和元年6月1日、7月31日、9月30日それぞれの基準日以降に転出された3歳未満児の子育て世帯については、鮭川村より購入引換券が送付されますので、当該購入引換券を持参し、現居住地市区町村の購入引換券と交換手続き後、現居住地市区町村が発行する商品券を購入することができます。



●プレミアム付商品券イメージ

No. 000-000 鮭川村 プレミアム付商品券 ￥1,000 (控)	No. 000-000  鮭川村	プレミアム付商品券 ¥1,000 使用期間：令和元年10月1日～令和2年3月31日 使用期間を過ぎた場合は、無効となります。 鮭川村長 元木 洋介 公印
＜プレミアム付商品券ご利用上の注意＞ ●本券は、令和元年10月1日から令和2年3月31日までご利用いただけます。なお、使用期間を過ぎた場合は、無効となります。 ●本券は村内の「鮭川村プレミアム付商品券取扱店」の表示がある店舗等でのみ使用できます。 ●本券の表面に番号のないものは無効です。 ●本券の利用は、1人あたり2万5千円（プレミアム分を含む）を限度とします。 ●本券の利用できないもの ・現金性の高いもの（商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードなど） ・土地及び家屋の購入代金 ・たばこ ・風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの ・国税、地方税や使用料などの公租公課 ・取扱店が利用を不可とした商品 ●本券の火災・盗難・滅失に対して鮭川村は責任を負いません。 ●本券は、交換・譲渡及び売買はできません。 ●本券の再発行はできません。 ●本券の額面以内の併用により余剰金が発生してもつり銭は支給されません。 問い合わせ先 鮭川村役場 健康福祉課 TEL：0233-55-2111		
取扱日 /	取扱店名	

プレミアム付商品券が利用できる特定事業者については、9月中旬からホームページに掲載します。（追加登録についても随時更新します。）

お問合せ先

鮭川村 健康福祉課 福祉係

☎ 0233-55-2111（内線135）



特定事業者（取扱店）一覧



企 業 名	電話番号	業種
● そば処 ふくろう	55-4155	飲食店業
● 味処 大将	55-2046	飲食店業
● 珍来	55-2616	飲食店業
● 山科商店	55-2424	飲食店業・小売業
● 鮭の子館農産物出荷組合	55-4460	飲食店業・小売業
● (有)遠田技研	55-2117	建設業
● 川田建設(株)	55-2333	建設業
● 三大住建	55-3830	建設業
● (有)光建設	55-3213	建設業
● (有)荒木工務店	55-3613	建設業
● (有)羽陽工務店	55-2511	建設業
● 土田工務店(有)	55-2354	建設業
● (株)プロテック	55-2961	建築板金業
● (株)マルヨシ燃料	55-2688	ガス・熱供給業、小売業
● 安彦酒店	55-2438	小売業
● 沓沢食料品店	55-2318	小売業
● 土田精肉店	55-2393	小売業
● 早坂商店	55-2283	小売業
● フラワーショップ花林	22-3915	小売業
● 矢口電器商会	55-2346	小売業
● 山科ストアー	55-2018	小売業
● たかはし酒店	55-2313	小売業
● (株)アイオイ	55-2313	食肉販売業
● (株)ひかり	64-4212	総合サービス業
● イノマタ電工(株)	55-3022	電気工事業
● 阿部設備	55-3382	配管等設備工事業
● 藤澤工業	55-3833	鋼製建具業
● 千川原自動車工場	55-2340	販売・自動車修理業
● 結城自動車整備工場	55-2454	販売・自動車修理業
● 加登屋旅館	55-2525	旅館業
● (有)紅葉館	55-2081	旅館業
● (有)松葉荘	55-2539	旅館業
● 鮭川村エコパーク	55-4455	宿泊業・飲食店業
● もがみ中央農業協同組合 鮭川支店	55-2211	
● もがみ中央農業協同組合 大豊支店	55-2622	
● 山形新聞 鮭川販売所	55-2486	